

改正相続法を踏まえた信託実務と活用事例

第1部

改正相続法を踏まえた、  
本当に求められる信託実務  
(法務編)

弁護士 金森健一

## 金森健一 (かなもり けんいち) 弁護士 (東京弁護士会)

- 2010年12月 弁護士登録
- 2012年 7月 都内法律事務所勤務後、弁護士法人中村綜合法律事務所入所  
管理型信託会社設立業務に専従
- 2013年 8月 ほがらか信託株式会社法務コンプライアンス部長(現職)
- 2019年 9月 同社副社長執行役員 (現職)

高齢者の財産管理のための信託会社「ほがらか信託株式会社」にて、地域金融機関による融資を伴う信託をはじめとする商事信託や、親族を受託者とする民事信託の設計にも従事している。信託業法等の当局対応のほか、複数の大手税理士法人や地域金融機関からの民事信託、商事信託双方の相談にも対応している。

### 【著書】

- ・成田一正・金森健一・鈴木望『賃貸アパート・マンションの民事信託実務』（日本法令・共同執筆）
- ・東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会『弁護士専門研修講座 民事信託の基礎と実務』（ぎょうせい・共同執筆）
- ・税理法人タクトコンサルティング・ほがらか信託株式会社編『新相続法と信託で解決する 相続法務・税務Q&A』（日本法令・共同執筆）ほか

### 【論文】

- ・「民事信託業務に対するFATFの影響」信託フォーラム第10号
- ・「受益債権の内容の定め方について」信託フォーラム第11号
- ・「『民事信託』実務の諸問題(1)」駿河台法学32巻2号(<http://doi.org/10.15004/00001992>)
- ・「民事信託預金口座の実務上の法的課題-信託財産の独立性保全機能とマネロン・テロ資金供与リスク対策を中心に-『民事信託』実務の諸問題(2)」駿河台法学33巻1号(<http://doi.org/10.15004/00002071>)
- ・「民事信託業務についての覚書 ～『民事信託』実務の諸問題(3)～」駿河台法学33巻2号(<http://doi.org/10.15004/00002121>)ほか
- ・「裁判も見据えた民事信託契約条項の起案上の留意点～平成30年9月12日判決を踏まえた受益債権の内容の定め方を中心に～」実践成年後見84号

# 今回の内容

- **1 資産承継・事業承継における信託の有用性**
- **2 最近の民事信託裁判例を踏まえた実務上の留意点**
- **3 本当に求められる信託実務とは**

# 平成30年改正相続法

項目	具体例
① 配偶者の居住権を保護するための方策	配偶者居住権、配偶者短期居住権
② 遺産分割に関する見直し	持戻し免除の意思表示の推定、遺産分割前の預貯金の払戻し制度、一部分割の要件明確化、遺産分割前の遺産を処分した場合の遺産の範囲
③ 遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和、遺言執行者の権限の明確化、遺言執行者の復任権
④ 遺留分制度に関する見直し	遺留分侵害額請求権（金銭債権化）
⑤ 相続の効力等に関する見直し	<u>権利の承継（相続させる旨の遺言）</u> 、義務の承継、 <u>遺言執行者がある場合の相続人の行為等</u>
⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮する方策	特別寄与料

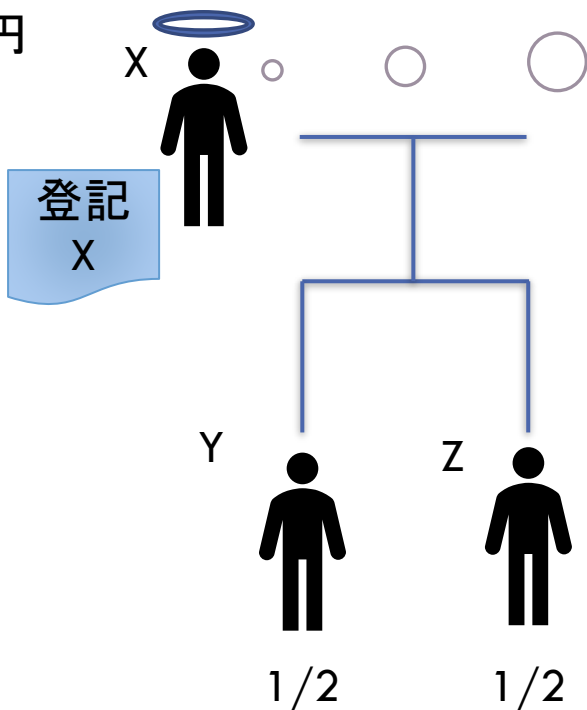
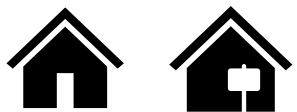
# 1 資産承継・事業承継における信託の有用性

- (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか
- (2)信託を利用した具体例
- (3)有用性の裏返しとしての信託利用上の注意点

# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

## 事例とこれまでの実務 I

A不動産2000万円  
B不動産1000万円



A不動産は、Yに残したい  
B不動産は、公益団体Vに寄附したい



Xの遺言

- ①A不動産をYに相続させる
- ②B不動産をVに遺贈する
- ③遺言執行者は、Wとする



Zが、A不動産とB不動産について、自分の法定相続分の共有持分の相続登記をし、その持分を第三者に売却して登記した

# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

平成30年相続法改正のインパクト

## 遺言による承継の確実性が落ちた①

✓ 相続させる旨の遺言 → 対抗要件主義（登記早い者勝ち）の導入

改正前

最判H14・6・10集民206-445

「相続させる」趣旨の遺言による不動産の権利の取得については、登記なくして第三者に対抗することができる。

改正後

民法（共同相続における権利の承継の対抗要件）

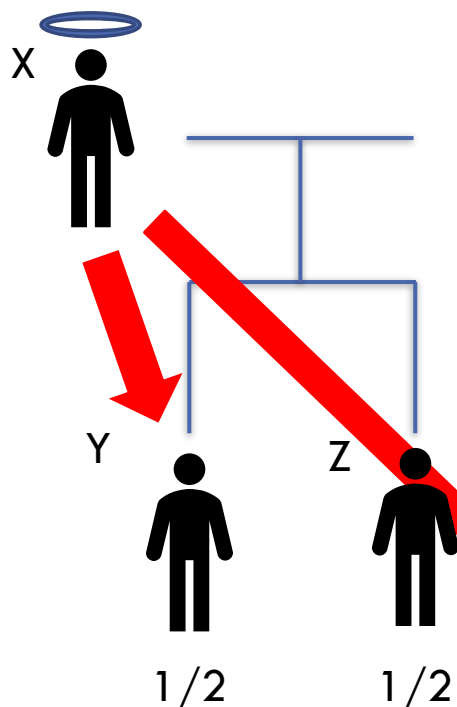
第899の2 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

改正後



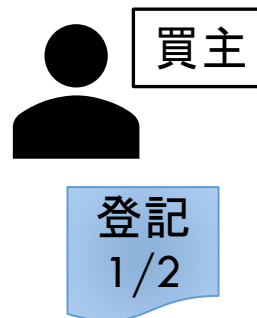
A不動産



Xの遺言  
A不動産をYに相続させる

改正法では  
「特定財産承継遺言」と呼ばれる

Zの持分の譲渡・登記



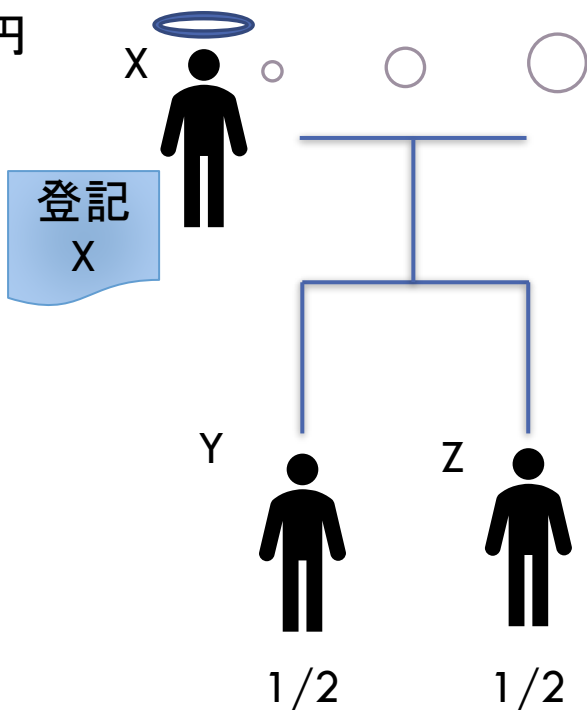
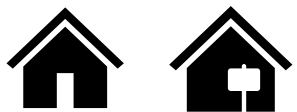
A不動産について、  
Yは全部の所有権を取得することができず、第三者（買主）と共有することになる



# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

## 事例とこれまでの実務Ⅱ

A不動産2000万円  
B不動産1000万円



A不動産は、Yに残したい  
B不動産は、公益団体Vに寄附したい



Xの遺言  
①A不動産をYに相続させる  
②B不動産をVに遺贈する  
③遺言執行者は、Wとする



Zが、A不動産とB不動産について、自分の法定相続分の共有持分の相続登記をし、その持分を第三者に売却して登記した

# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

平成30年相続法改正のインパクト

## 遺言による承継の確実性が落ちた②

✓ 遺贈 → 遺言執行者による権限の弱体化

改正前

最判 S 62・4・23民集41-3-474

相続人が、民法1013条の規定に違反して、遺贈の目的不動産を第三者に譲渡してその登記をしたとしても、相続人の処分行為は無効

改正後

民法（遺言の執行の妨害行為の禁止）

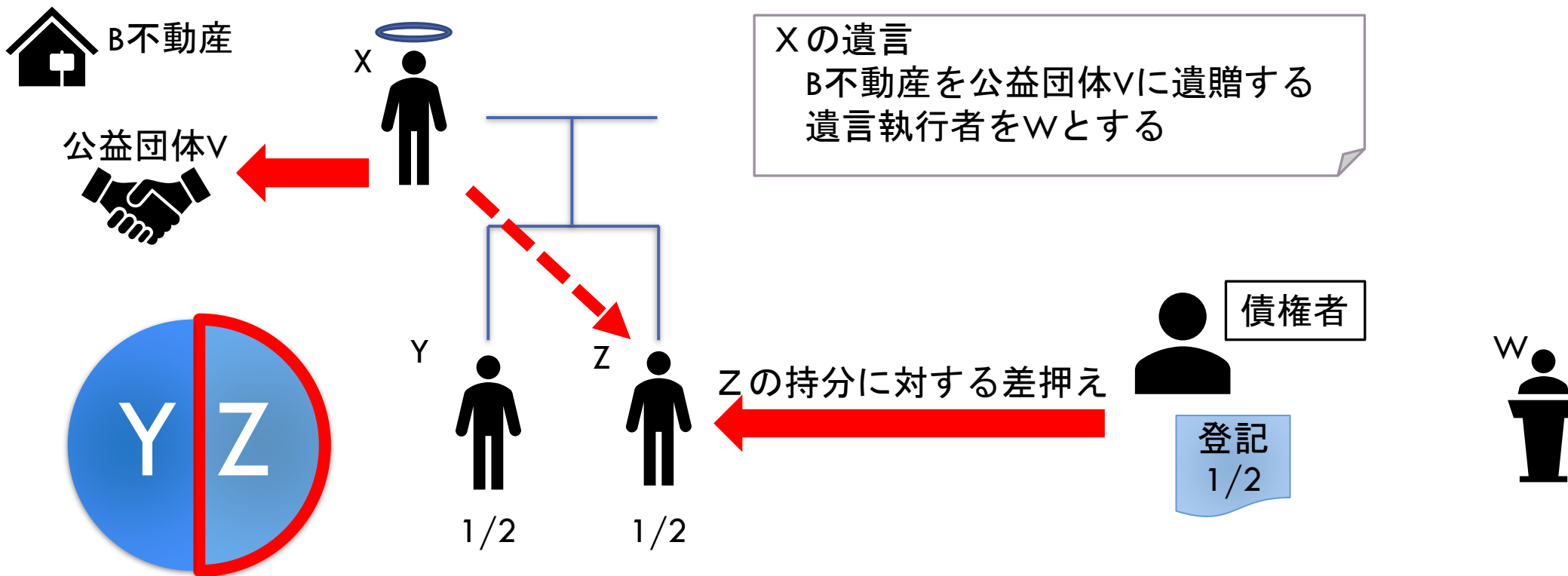
第1013条 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

3 前二項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

# (1)対象資産を信託しておくことの意味—どうして信託が有用なのか

改正後



B不動産について、  
Yは全部の所有権を取得することができず、第三者（買受人）と共有することになる

➡ 信託で受託者に**予め対象財産を移しておく**ことの重要性が増した

## (2)信託を利用した具体例

A不動産2000万円

B不動産1000万円



委託者

信託契約

Y

Z

受託者

登記

Y

1/2

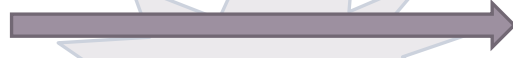
1/2

公益団体V



X・Yの信託契約  
Xの居住の確保等とY・Vへの承継を目的  
受益者はX。死亡後はY・V  
契約後に信託の登記

Zの持分の譲渡・登記



買主

Zの持分に対する差押え



債権者

終始Yの登記名義であり、「早い者勝ち」が生じず、  
遺言執行者の出る幕もない

### (3)有用性の裏返しとしての信託利用上の注意点

**対象財産を「予め」「受託者に移しておく」こと**

- ✓ 「受託者に移しておく」 → 所有者（権利者）は受託者。受託者のみが管理・処分できる

受託者を誰にするかが重要になる

- ✓ 「予め」 → 信託開始から相続開始（死亡）までが長期間になることも

委託者が途中で気が変わることもあることへの対応をどうするか

## 2 最近の民事信託裁判例を踏まえた

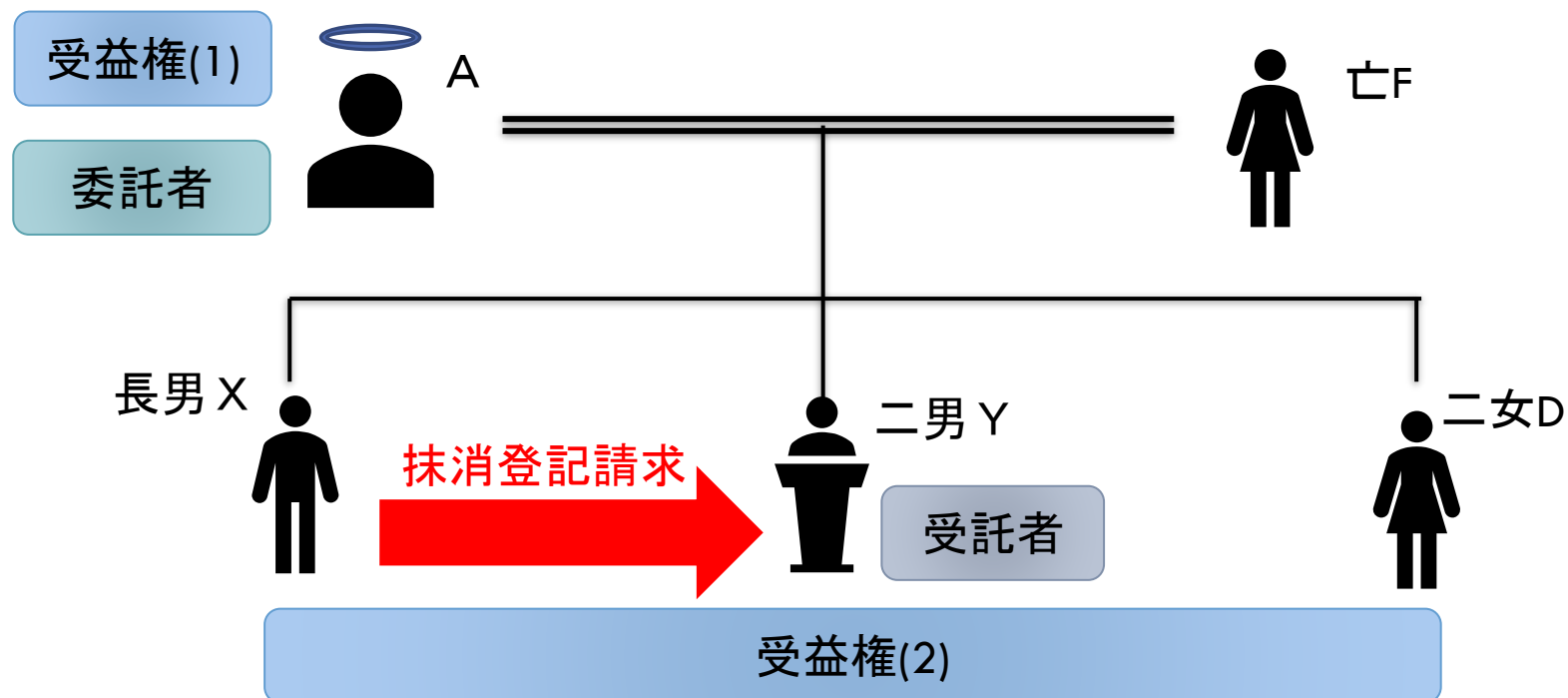
### 実務上の留意点

- (1)委託者の意思能力の確認
- (2)遺留分への配慮の必要性
- (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

## (1)委託者の意思能力の確認

東京地裁平成30年9月12日判決金法2104-78

亡父Aの長男Xが、二男Yに対し、A死亡13日前にした不動産管理処分信託契約が意思無能力又は公序良俗違反により無効であるなどと主張し、不動産の所有権移転登記と信託登記の各抹消登記等を求めた。





## (1)委託者の意思能力の確認

東京地裁平成30年9月12日判決金法2104-78

### 【判決】

（A入院時の健康状態、医療方針、直前のAの行動（死因贈与契約の締結、相続対策についての説明を受ける等）、署名と公証人による宣誓認証）によれば、Aは入院時点で意思能力に欠ける点はなく、遺言について自発的に検討し、死因贈与や信託を行うまで意識障害等により意思能力を欠く状態になったことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件信託の時点においてAが意思能力を欠く状況にあったとは認められない。

## (1)委託者の意思能力の確認

当事者が意思能力を欠く信託契約は、無効（民法3の2）

### 対応

- 現所有者を委託者とする場合
  - ✓ 意思能力の確認とその証拠化
  - ✓ 意思能力に疑義がある場合には断念する → 遺言の利用を考える
- 現所有者の相続人を委託者とする
  - ✓ 将来の財産を対象とする停止条件付信託契約

1 氏名 男・女

年 月 日生 ( 歳 )

住所

---

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール ( 点 ( 年 月 日実施 )  実施不可 )

MMS E ( 点 ( 年 月 日実施 )  実施不可 )

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (  部分的にみられる  全体的にみられる  著しい  未実施 )

なし

知能検査

その他

短期以内に回復する可能性

回復する可能性は高い  回復する可能性は低い  分からない (特記事項)

---

3 判断能力についての意見

契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。

支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。

支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。

裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (  まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度 )

なし

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

あり ⇒ (  意思疎通ができないときもある  意思疎通ができないときが多い )

なし

(3) 理解力・判断力の障害の有無

あり ⇒ (  問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著 )

なし

(4) 記憶力の障害の有無

あり ⇒ (  問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著 )

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった (受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病室又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukamp/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御願ください。
- ※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります)。

家庭裁判所の成年後見のウェブページより

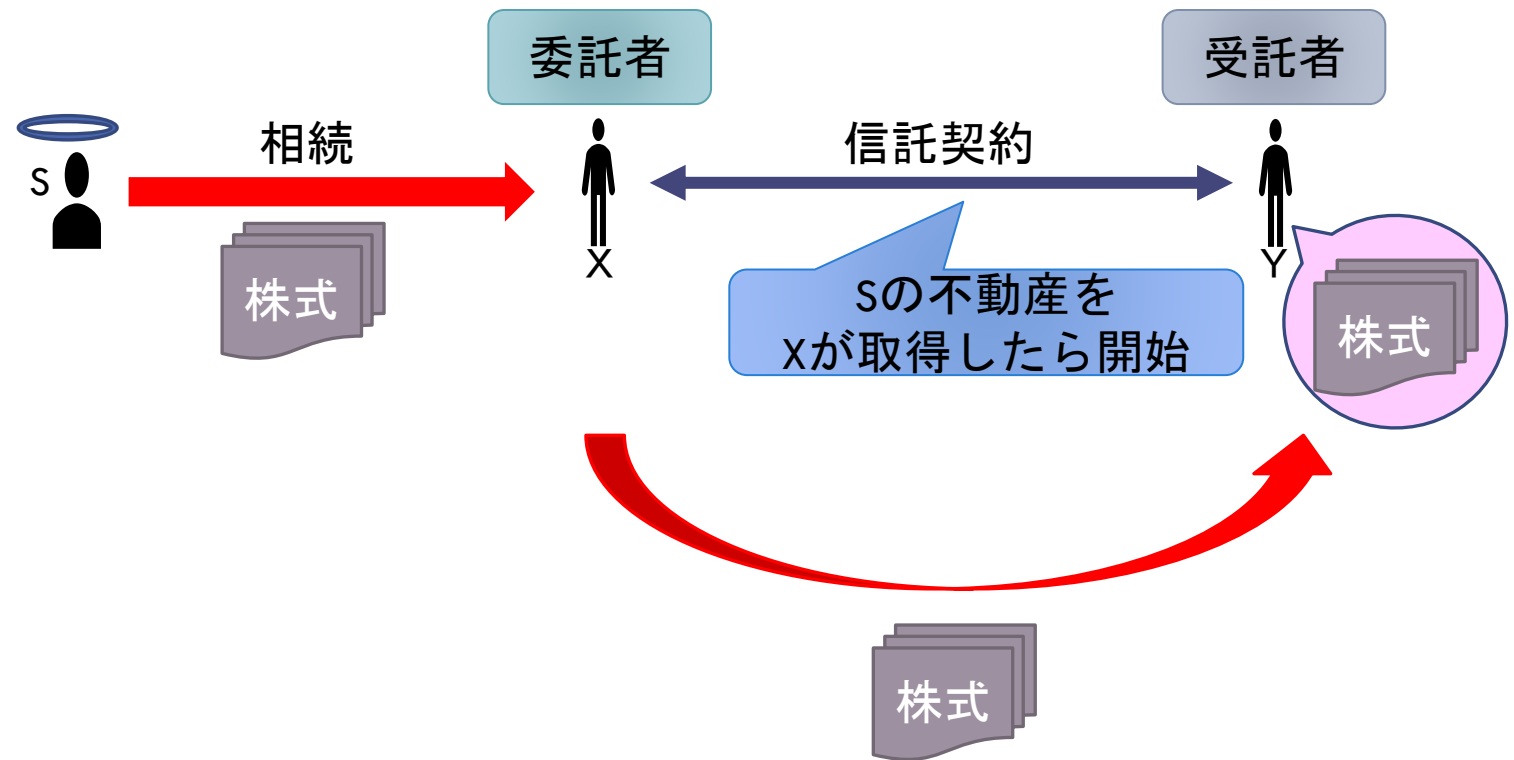
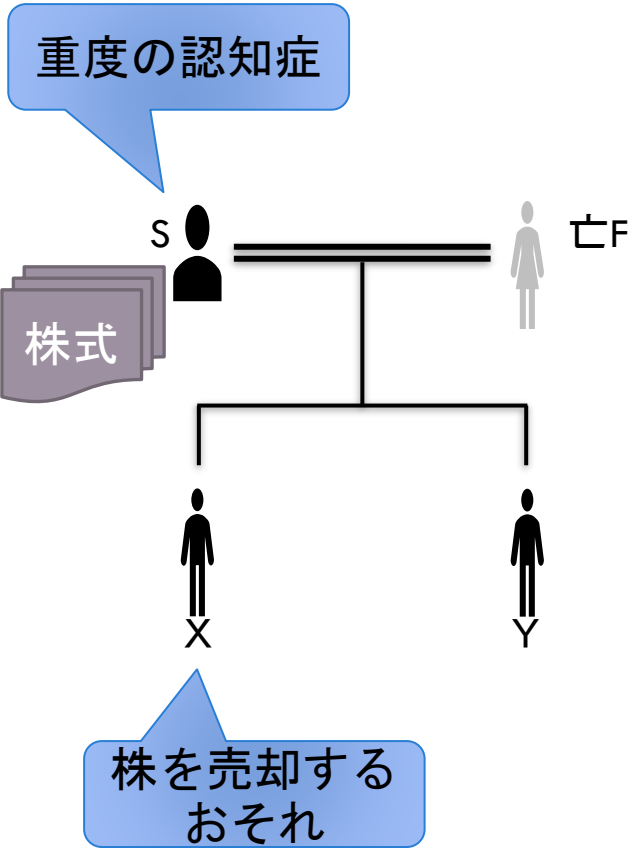
## (1)委託者の意思能力の確認

当事者が意思能力を欠く信託契約は、無効（民法3の2）

### 対応

- 現所有者を委託者とする場合
  - ✓ 意思能力の確認とその証拠化
  - ✓ 意思能力に疑義がある場合には断念する → 遺言の利用を考える
- 現所有者の相続人を委託者とする
  - ✓ 将来の財産を対象とする停止条件付信託契約

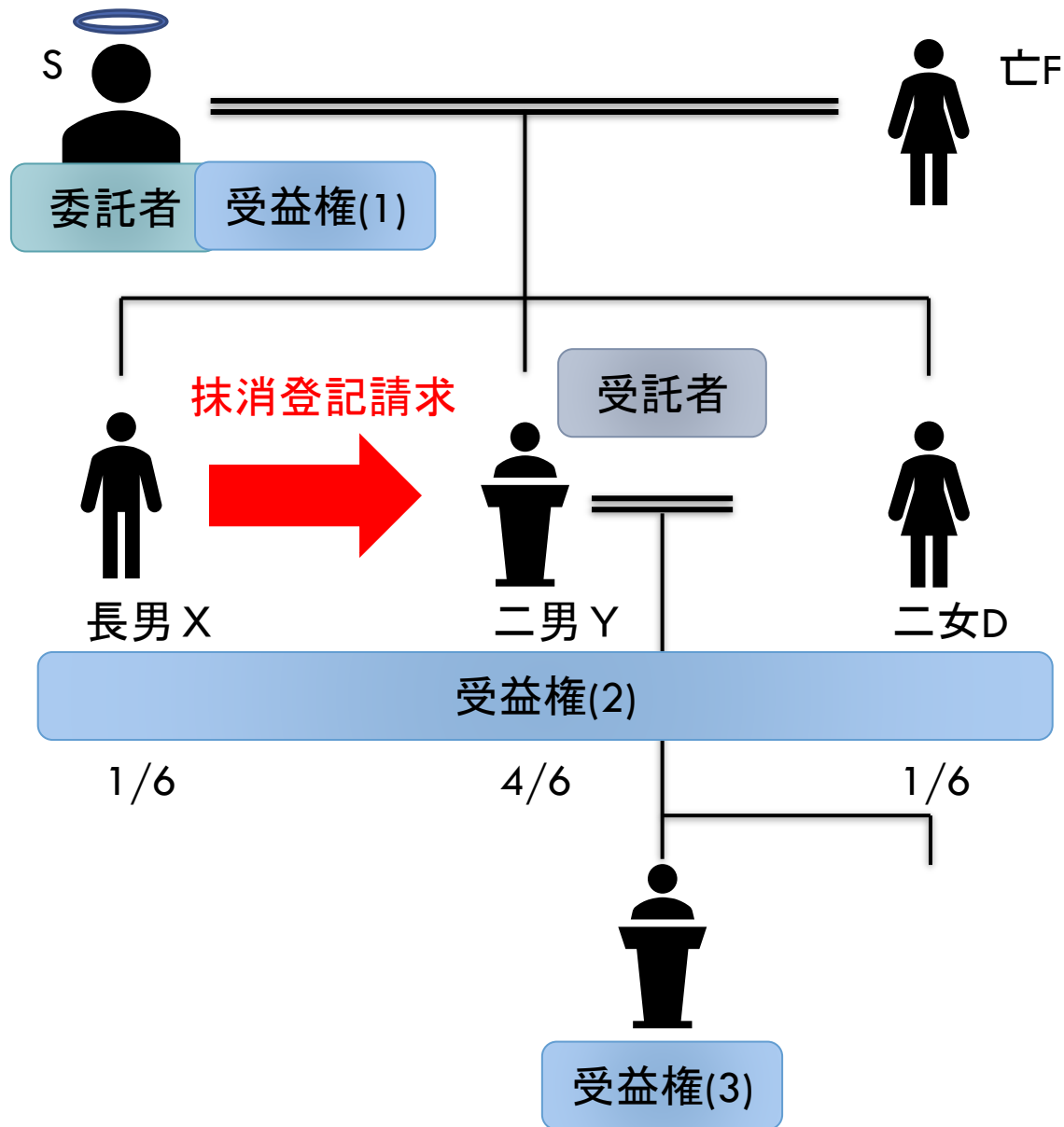
# 将来の財産を対象とする停止条件付信託契約の例



## (2)遺留分への配慮の必要性

東京地裁平成30年9月12日判決金法2104-78

受益者は、不動産の売却代金、賃料等信託不動産より発生する経済的利益を受けることができるとされ、  
信託財産には、①Aの自宅、②賃貸物件、③不動産(信託後に売却)、④無償貸与している倉庫の敷地等、⑤山林があった。



## (2)遺留分への配慮の必要性

東京地裁平成30年9月12日判決金法2104-78

### 【判決】

#### (1)公序良俗違反による信託の無効について

(中略) 本件信託のうち、経済的利益の分配が想定されない上記①、④及び⑤の各不動産を目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託を利用したものであって、公序良俗に反して無効であるというべきである。

#### (2)信託に対する遺留分減殺について

「信託契約による信託財産の移転は、信託目的達成のための形式的な所有権移転にすぎないため、実質的に権利として移転される受益権を対象に遺留分減殺の対象とすべきである。」

## (2)遺留分への配慮の必要性

前提：信託を利用したからといって、遺留分制度の対象外になるということは否定された

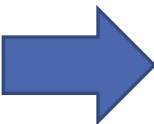
遺留分減殺請求制度から遺留分侵害額請求制度への変更

金銭債権化→法文上は、遺留分権利者との「共有」は生じなくなった

公序良俗（民法90条）違反無効による「共有」の余地は残っている

残されている問題点

信託と遺留分に関する論点は多数。本判決で言及されたのは一部。

 後継者でない者等が有する遺留分への配慮が  
必要であるのに変わりはない



## (2)遺留分への配慮の必要性

### 考えられる「遺留分への配慮」の態様例

- ✓ 受益権による分配（どのような価値のある受益権であるかを明記）
- ✓ 受益権の帰属先を決めない（譲渡は制限する）
- ✓ 適正価格での買取
- ✓ 受託者が無償で不動産等を使用できるような定めをしない

### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

#### 遺言のルール（民法1022～1026）

撤回自由：新たな遺言、抵触遺言、生前処分、遺言書の破棄  
撤回権の事前放棄はできない

#### 信託法の原則ルール（信託法164 I）

委託者と受益者（同一人のときは委託者兼受益者）がいつでも信託を終了させることができる

信託契約で特約をすること自体は許されている（信託法164Ⅲ）

**「この信託は、受益者と受託者の合意によってのみ変更することができる」**

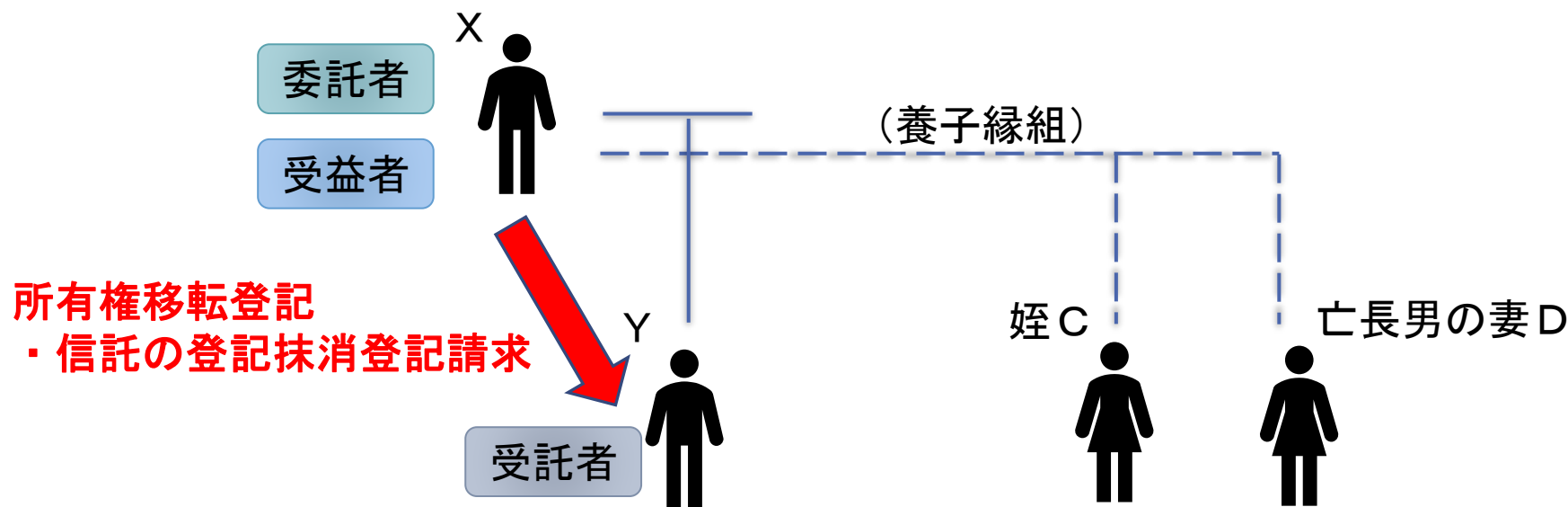
問題

後になって撤回・取消ししたくなる余地がありつつも、  
特約により、委託者（遺言者に相当）が撤回・取消しできなくなること

### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

ア 東京地裁平成30年10月23日判決金法2122-85

父X（委託者兼受益者）と子Y（受託者）との間で締結された、Xの生活等に必要な資金を給付してXの幸福な生活及び福祉を確保すること等を信託目的、X所有の土地建物を信託財産として管理処分することを内容とする信託契約（本件信託契約）について、Xが詐欺取消し等や、委託者兼受益者の意思表示による信託の終了を主張して、Yに対し、信託財産引継を原因とする所有権移転登記と信託の登記の抹消登記の各手続を求めたもの。信託契約書には、受益者は受託者の合意により信託を終了させることができるとあった。



### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

ア 東京地裁平成30年10月23日判決金法2122-85

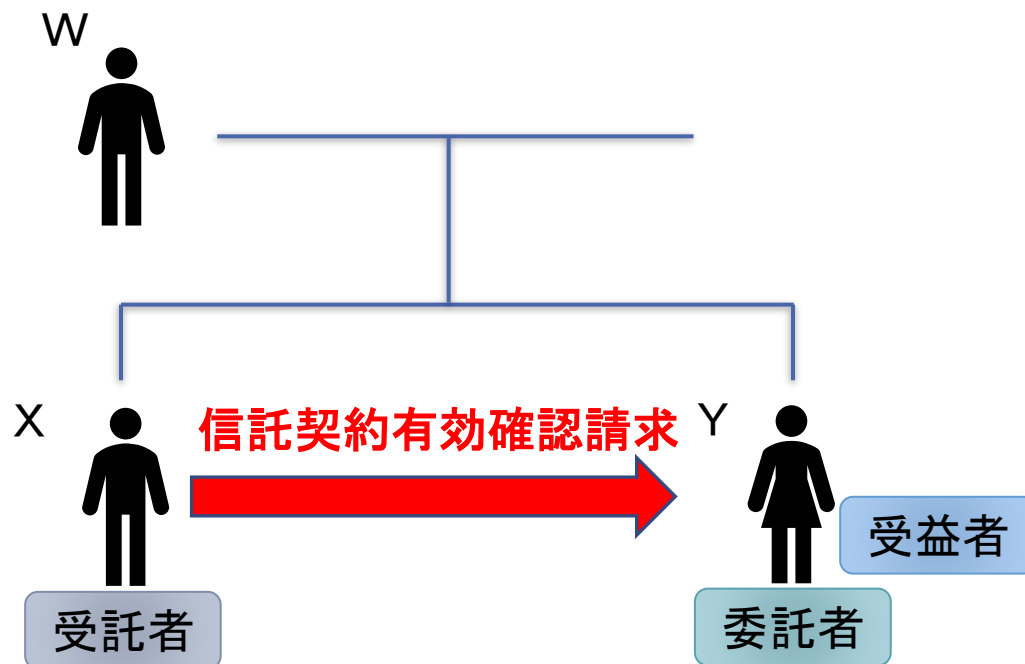
#### 【判決】

仮に、本件信託の受益者である原告が、任意の時期にこれを終了させることができるのだとすれば、本件信託の受託者である被告との合意によって本件信託を終了することができるとの上記規定は、無意味なものとなるから、本件信託契約11条は、信託契約164条3項にいう信託行為における「別段の定め」であって、本件信託において、同法164条1項に優先して適用される規定であるというべきである。

### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

イ 東京地裁平成31年1月25日判決（D1-Law.com判例体系ID29052351）

兄X（受託者）と妹Y（委託者兼受益者）との間で、Z株式会社の取締役である父Wの解任などのために締結された、Y保有のZ社株式を信託財産とする株式管理処分信託契約（本件信託契約）が有効であることの確認をXが求めたのに対し、Yが本件信託契約の内容等が公序良俗に反して無効であるなどと主張した。信託契約書には、信託の終了は受益者と受託者の合意によるとあった。



### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

イ 東京地裁平成31年1月25日判決（D1-Law.com判例体系ID29052351）

#### 【判決】

「Yが問題視する本件信託契約の内容のうち、①のうち解任権の制限、②（解除権の制限）、③（利益相反取引）及び⑥（信託の変更の制限）については、当事者間で別段の定めをすることを信託法自体が明文で許容しており（信託法29条2項ただし書、31条2項1号、58条3項、149条4項、164条3項）、（以下略）」（下線は筆者）、信託契約における他の定めも含めて、「（中略）いずれも信託法に違反するものではなく、他にそのような条項の存在のみから、本件信託契約が公序良俗に反することをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠もない。（以下略）」

### (3)途中で信託をやめることを許すかどうか

現時点では、  
信託契約に、受託者による承諾（合意）を必要とする特約は有効とされている。

ただし、受託者は信託による利益を得ることができない、得てはならないのが信託の本質とされる。受託者が自分の利益のために終了を拒んでいるとされた場合でも常に有効とされるかは不透明。  
（そもそも、そのような拒絶は受託者の義務違反）

#### 紛争回避・紛争対応上の留意すべき2つの時点

- ① 特約をする時点（信託契約をする時点） → 委託者・受益者の意思確認の重要性（証拠確保）
- ② 信託の終了の合意をする時点（委託者による申込と受託者による承諾）  
→ 委託者の意向・意思能力の確認、受託者の理解の促しの重要性（手続の確実な履践）

## 委託者兼受益者の自由を制限することになる事項

= 受託者との仲が悪化した場合に厄介になる条項

- ◆ 受託者の解任 → 委託者兼受益者の合意（信託法58 I）
- ◆ 信託の変更 → 受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、  
委託者兼受益者の意思表示（信託法149 III①）
- ◆ 信託の合意終了 → 委託者兼受益者の意思表示（信託法164 I）



信託法は、受託者の関与なく、委託者と受益者のみによってできるとしている  
しかし、これらを「別段の定め」によって、受託者も関与させるとされることが多い

- ✓ 受託者を誰にするか
- ✓ 「別段の定め」に納得しているか



### 3 本当に求められる信託実務とは

## “揉めないようにする信託”と“揉めてでもやりきる信託”の見分けと使い分け

“揉めないようにする信託”

関係者への配慮（説明と理解）、信託を無理に勧めないなど

“揉めてでもやりきる信託”

いざ裁判になったときの備えもしておく（誰に支援を依頼するかも重要となる）

# ご清聴 ありがとうございました

改正相続法を踏まえた信託実務と活用事例  
第1部

**改正相続法を踏まえた、  
本当に求められる信託実務**  
(法務編)

弁護士 金森健一